

一般規定

飲食施設営業参加について

- ・ 「宇佐神宮マラソン」のメイン会場内で飲食物の販売を行う者を飲食施設営業参加者(以下営業参加者という)と呼びます。営業参加者は「宇佐神宮マラソン」の趣旨に賛同し、公益社団法人 宇佐青年会議所(以下「会議所」という)による承認を得て、宇佐神宮マラソンブース運営委員会(以下「委員会」という)の指示に従うものとします。

申込について

- ・ 営業参加を希望する場合は「営業参加者申込書」に必要事項を記入の上、「販売品目申請書」と合わせて委員会までご提出下さい。営業参加者の決定は委員会の審査後、委員会よりご連絡致します。
(提出書類 1~4)

申込者の資格

- ・ 営業参加者は、個人、法人、組合等の団体又は、それらの連合体のいずれでも申し込むことができます。ただし、営業参加者(申込者、営業従事者及び法人、組合等の団体または連合体の代表者、役員もしくはそれに準ずる者等)が次の各号の一に該当する場合は申し込みをすることが出来ません。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者
- (2) 破産宣告を受け復権していない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者
- (4) 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わって5年を経過していない者
- (5) 禁固以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していない者
- (6) 申し込み業種について3年以内に行政処分を受けた者
- (7) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員又は暴力団関係企業・団体その他の反社会的勢力に該当すると認められる者
- (8) その他、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
上記を証明するために申立書に代表印を押印し提出して下さい。(提出書類 1)

屋号と販売品目について

- ・ 会場内の各営業店舗における飲食物の販売にあたり、屋号は企業名でお願い致します。
- ・ 販売品目は営業参加者の申請後、会場全体の調和を考慮し委員会で審査を行い、委員会より決定の案内を行います。営業参加者は予め、販売品目を委員会まで申請して下さい。(提出書類 1~4)
- ・ 会場内での飲料の販売については指定した営業参加者のみの販売となりますので、その他の営業参加者は飲料の販売は出来ませんので予めご了承下さい。

営業可能期間について

- ・ 営業可能日、営業可能時間は下記の通りです。

日にち：2017年12月3日(日)

営業時間：9:45~16:00

- ・ 上記期間及び時間外の営業は出来ません。営業時間を厳守して下さい。
- ・ 全て完売となった場合でも委員会の許可なく閉店、撤去作業は行わないで下さい。

営業施設について-1

営業施設(テントブース)について

- ・ 営業施設(テントブース)は委員会で用意致します。
- ・ 構造はテントです。
- ・ 調理に必要とする機械・材料等は各企業様でご用意をお願い致します。
- ・ 調理行為に大量の水、及び大きな熱源を必要とする調理を行う場合は、飲料水を各企業様でご用意をお願い致します。
- ・ 加熱調理を行う場合、消防の許可が無いブースは販売・調理が出来ませんので事前に委員会に書類をお出し下さい。(提出書類 4)
- ・ 下処理は衛生上事前に済ませて、当日に会場へお持ち下さい(下処理材料とはカット済み野菜、こま切れ肉、串刺し済みの食品など事前に加工されており、現地で加熱などの行為のみで済む状態の物)
- ・ 危険度が高いと判断される食品(さしみ、寿司など)は実施不可。

ブース内のレイアウトについて

- ・ 営業参加者はブース内のレイアウトをブース仕様書(提出書類 5)に記入し委員会にご提出頂きます。
- ・ レイアウトには電気コンセント位置、ガスボンベ位置を示して下さい。
- ・ 指定のブースサイズ内で、営業に関わる全てのものを収めて下さい。ブースサイズについては(別紙 2)を参照下さい。
- ・ 指定されたブースの外(側面及び背面)に資材・ゴミ・荷物などを置かないで下さい。
- ・ ご提出頂きましたレイアウトに不都合・不備があった場合は改善して頂きます。又、各種改善の指示に従って頂けない場合は、出店許可を取り消す場合がございますので予めご了承下さい。

装飾について

- ・ 営業参加者によりブースの装飾をお願い致します。但し、以下の規定内でお願い致します。
- ・ 会場全体の調和を図るため、ブースの枠外使用は禁止します。
- ・ 上部(テントの上部)は事前に委員会にご連絡下さい(屋号看板等)
- ・ 営業参加者による「のぼり」の設置をする場合、他の営業参加者とトラブルにならない様お願い致します。又、万が一トラブルになった場合、委員会は一切の責任を負いません。尚、トラブルになった企業様は今後の開催に参加資格を得られないものとします。

電気について

- ・ ブース内で使用する電力は委員会が会場全体を一括し用意致します。
- ・ 営業参加者が発電機などを持ち込んで行う行為は安全・防災管理上お断りさせて頂きます。
- ・ その他、防災規定記載内容をご確認下さい。(防災規定 1~3)

ガスの使用について

- ・ ガスはプロパンガスのみ使用可とし、委員会の指定する安全基準を厳守して頂きます。
- ・ 防災規定ガス配管の記載内容をご確認頂き、事前に必要書類を提出して下さい。(提出書類 3)

営業施設について-2

安全に対する配慮

- ・ 販売物の展示及び方法などによって人体に損害を与える恐れのある場合は、防災規定を厳守し十分な防護策を講じて下さい。営業参加の内容及び演出、調理行為、販売行為などに伴って発生する臭気・騒音・振動が来場者及び他の営業参加者に影響を及ぼす場合には改善の指示をさせて頂く場合があります。又、一定時刻を経過し改善されない場合は、運営委員会が改善の諸作業を行いますが、その費用は全て当該営業参加者に負担して頂きます。

保健所申請関連

保健所申請

- ・ 保健所への営業許可申請は、各自で行なって下さい。
- ・ 営業許可証の写しがない場合は、販売が出来ませんのでご注意下さい。
- ・ 提出期限 2017年11月10日(金)
- ・ 提出先 〒879-0471 大分県宇佐市大字四日市 62-2
「(公)宇佐青年会議所 第1回 宇佐神宮マラソン 委員会」宛て
- ・ 既に許可を得た内容で実施を希望される場合は、その証明が出来る書類を「営業参加者申込書」と合わせて委員会に提出して下さい。書類の内容を確認した上で関係各所と協議します。尚、申請時の施設基準と照合するために建屋、機器、什器を委員会が指定する場所(宇佐市保健所)で確認させて頂きます。相違点を確認された場合は無効と判断し、本催事に別途保健所に申請をして頂きます。又、営業参加者によるテントなどの設置は安全管理上出来ません。

提出書類

- ・ 営業参加者は「食品取扱い関係施設調査票」に記入し委員会まで提出して下さい。(提出書類4)
- ・ 食品衛生管理者もしくは調理師免許の複写を上記申請書の複写と合わせて委員会まで送付して下さい。

試食について

- ・ 保健所、委員会の許可がない飲食販売及び商品販売は、行わないで下さい。万一、発覚した場合は委員会より営業行為全ての中止及び特別な処置を受けて頂く事となります。

搬入搬出について-1

車両進入可能時刻

- ・ 搬入 12月3日(日)7:55~8:30 (会場内の安全確保が出来るまで、進入を中断する場合があります)
- ・ 搬出 12月3日(日)16:00~17:00 (会場の状況により搬出時刻が遅れる場合があります)

車両の使用について

- ・ 会場内に車両を乗り入れる場合・駐車場に駐車される場合は「搬入搬出車両許可証」が必要です。尚「搬入搬出車両許可証」を保有しない車両は会場内に入場出来ませんので、委員会まで搬入搬出車両許可証申請書をご提出下さい。又、搬入が終わりましたら所定の駐車場に止め直して下さい。(提出書類 7)
- ・ 搬入搬出作業時間内は会場内に車両の進入が出来ますが、搬入搬出車両証は1ブースにつき1枚とさせて頂いておりますので、会場外で入れ替えるご対応をお願い致します。

会場内での走行

- ・ 会場内に車両で進入する場合は、会場入り口で係員の指示に従い、時速 5km 以下の徐行運転でお願い致します。
- ・ 会場内では車両に係員の指示する場所に仮止めし、搬入、搬出作業を行って下さい。会場内では設営に関わる荷物を速やかに降ろし、車両を移動させて下さい。(荷物を降ろし、車両を移動させた後に装飾作業などを行って下さい)

駐車場

- ・ 駐車場は一般参拝者の方、ボランティア活動をされる方、営業参加者の皆様と分けてあります。場所の指定が御座いますので駐車される場合はご注意下さい。

搬入搬出について-2

納入業者・運送会社による車両の進入

- ・ 会場内に納入業者、運送会社による車両の進入については営業参加者と同様となっております。時間外の進入は出来ません。

運送業者などで会場に荷物を送る場合

- ・ 営業参加者自身でご手配下さい。予め運送業者に時間の指定をし、現地で営業参加者が受け取り、発送する様ご対応お願い致します。食材と器具については保管の関係上、分けて梱包頂く事をお勧めします。尚、引き渡し時間、通電時間などは各種工事の進行により遅れる場合があります。

配送を手配される際の注意事項

- ・ 会場内は混雑する可能性があります。事前に委員会の方へ連絡をし、搬入頂けます様お願い致します。

会場の住所

- ・ 配送を手配される場合の現地の住所は下記の通りです。

〒872-0102 大分県宇佐市南宇佐 2859 「宇佐神宮マラソンブース」

電話:0978-37-0001 (問合せ携帯を準備後、差替えます)

〇〇〇(出店者名)/ブース No.〇

※出店位置は確定後ご連絡致します。

- ・ 日時：12月3日(日)9:00~16:00 時間外の進入は出来ませんので注意下さい。
(会場内の安全確保が出来るまで、進入を中断する場合があります)

台車での搬入

- ・ 車両による搬入が出来ない時間は台車を使用して搬入する事が出来ます。但し、会場内が混雑している場合は駐車場スタッフに申し出て下さい。
- ・ スタッフが台車を先導しますので、安全を確保し搬入して下さい。特に主導線を混雑時に台車による搬入をする場合は誘導なく台車を使用する事を禁止致します。

運営について

従業員

- ・ お客様に対して、会場の趣旨に沿う接客(おもてなし)を心掛けて頂きます。設営、撤去、運営の全てに関わる従業員は会場の趣旨を理解し各作業に相応しい、清潔感のある服装で従事して下さい。又、接客業としても相応しい発言、行動をして下さい。委員会が相応しくないと判断した場合は、会場から退場頂きます。

販売方法

- ・ 必ずブース内にて販売して下さい。来場者の安全確保の為、又食品を安全に販売して頂く為に、営業参加者はブース外に出て販売する事は出来ません。
- ・ 客席まで商品を運ぶサービスは原則行わないで下さい。やむを得ず行う場合は、来場者の往来に十分注意し、ブース前に待機する事なく、速やかに行って下さい。
- ・ 委員会が客席まで商品を運ぶサービスが必要ないと判断した場合は、客席まで運ぶ行為の一切を禁止しますので予めご了承下さい。

PR タイム

- ・ 営業参加者については、ステージでの商品等の PR 時間を設けます。
- ・ 必ず営業参加者には、PR を行なって頂きますので、参加申込の提出書類をお願い致します。
(提出書類 2)

会場の管理

- ・ 委員会は細心の注意を払い、会場の管理保全にあたりますが、万一、天災など不可抗力による損失もしくは盗難、紛失、その他会場内外で発生した事故に対してその責任を負い兼ねます。

ブース内及び周辺の清掃

- ・ ブース内及びブース周辺の清掃は営業参加者にて行って下さい。床面の汚損は必ず清掃して下さい。
- ・ 清掃が不十分と委員会が判断した場合は清掃の指示をします。

会期中の呼び出し

- ・ 会期中の外部からの電話による呼び出しアナウンスは行いません。

取材等の制限

- ・ 営業参加者が会場内で報道機関等の取材を受ける場合は、事前に委員会の許可を得るものとします。

廃棄物について

廃棄物

- ・ 廃棄物は以下の要領にて排出して下さい。
- ・ 時間 9:00~17:00 まで(9:00 以前の排出は出来ません)
- ・ 排出場所…廃棄物集積所(会場図参照)

排出方法

- ・ 袋は透明のゴミ袋でお願い致します。
- ・ 可燃、不燃物は分別をお願い致します。
- ・ 水分のある廃棄物は運搬時に漏らさぬ様に、袋を二重にする・段ボール箱等を使用して、破損・漏れの無い様に運搬し排出して下さい。
- ・ 袋は営業参加者によりご準備下さい。

分別

① 可燃物

可燃物、厨芥ゴミを合わせて袋に入れて下さい。

② 缶類、ビン類、ペットボトル

纏めて袋に入れて下さい。破損した瓶は新聞紙で包む等袋が破れず、怪我をしない様に養生してから袋に入れて排出して下さい。

③ 段ボール類

段ボールは畳んで 1 名が容易に運搬出来る重量とし、紐、もしくはガムテープで纏めて排出して下さい。空箱に畳んだ段ボールを入れて排出する行為や、纏めず排出する行為は禁止し、排出を受けません。

④ 発砲スチロール類

小型の発砲トレーなどは袋に入れて排出して下さい。袋に入りきらないサイズの発砲スチロールは紐もしくはガムテープで纏めて排出して下さい。

⑤ 廃油/植物性

植物性のみで纏めて下さい。当日に排出場所を案内します。

⑥ 廃油/動物性

動物性のみで纏めて下さい。当日に排出場所を案内します。

上記以外は排出出来ません。

排出時の注意事項

- ・ 廃棄物集積所ではテントの奥からつめて設置して下さい。
- ・ 通路放置しないで下さい。
- ・ 上記に記載のない、テント地、看板類、木製品、ポール類、家電製品、備品類、施工及び装飾により発生した廃棄物は排出出来ません。営業参加者にてお持ち帰り下さい。ルールを厳守頂けない場合は排出をお断りし、場合によっては営業参加者の費用負担において委員会が処分する場合があります。予め了承下さい。

防災規定-1

基本装飾物に係わる工作について

- ・ 既設の天井・壁面等を支持物として使用することを禁止します。又、天井・壁・柱・扉・窓・ガラスへの直接工作も禁止致します。
- ・ 消火器・防火設備の周辺は、展示品・装飾品等で塞がないで下さい。
- ・ 防災上の諸活動並びに避難誘導等に支障をきたさない様にして下さい。

床面について

- ・ 床面は汚損せず、シートなどで養生して下さい。

作業について

- ・ 会場内で作業される場合には身分証を携帯して下さい。
- ・ 車両は通行証をフロントガラスの見やすい位置に提示し、徐行運転に努めて下さい。
- ・ 会場内での加工は出来るだけ最小限に留め、作業効率の向上に努めて下さい。
- ・ 出展物、装飾物はブースエリア内に限ります。又、通路その他を使用する事は出来ません。
- ・ 看板、展示用設備など強度等を十分に考慮し、転倒や転落の恐れがない構造にして下さい。強度等が不十分と委員会が判断した場合、補強、変更、撤去等の指示を出す場合があります。
- ・ 作業時間が多く必要な場合は、予め運営委員会に申し出て下さい。

ガス配管工事

- ・ 営業参加規定に基づき、ブース内で使用するガスは全て委員会が会場全体を一括し用意します。法律に基づいた許可、免許の提出、また機器の安全装置及び配管上の安全装置の設置がなされた承認図、配管図の提出をして頂きます。
- ・ 関係各所の指導により改善すべきと委員会が判断した場合はその指示内容に従って頂きます。
- ・ 期日までに申し込みのない場合は配管工事が出来ませんのでご注意下さい。

給排水

- ・ 給排水は行っておりませんので、各自準備の程宜しくお願い致します。

防災規定-2

電気工事について

- ・ 営業参加規定に基づき、ブース内で使用する電力は全て委員会が会場全体を一括し用意します。営業参加者が発電機などを持ち込んで行う行為は安全管理、防災管理上お断りさせていただきます。

電気用品について

- ・ 電気用品は規格適正品を使用して下さい。
- ・ 高電圧ネオンの使用は禁止します。
- ・ 人が触れる恐れのある機器または対地電圧が 150V を超える機器は必ず接地工事を施して頂きます。
- ・ 白熱電球、抵抗器、その他の熱を発生する機器は、可燃材と接触する、また可燃物を過熱する恐れのない様設置して下さい。
- ・ 設置、使用にあたって火災の防止、人体または財物の損傷その他の事故予防に万全の注意を払って下さい。

電気の送電・保護設備

- ・ 電気の供給は、2017年12月3日(日)の営業時間内とし、ブース内電気設備完了後逐次送電します。期日前に機器の調整、試運転のため、特に電気の供給を必要とする場合は、可能な範囲において供給しますので事前に委員会に申し出て下さい。
- ・ 電源異常及び事故による停電、または電圧降下のため機器を損傷した場合、会議所はその責任を負いません。
- ・ 営業参加者は事故防止のために十分な保護装置を施して下さい。

防災規定-3

防災

- ・ 防災合板に厚い布、襷のある紙類を装飾貼付する場合は防災性能を有する物を使用下さい。ただし、薄い布紙を防災合板に完全密着して使用する場合は除きます。
- ・ 火花を発生する装置の使用は禁止です。
- ・ カーテン、クロス、幕類、布類、その他の装飾材で可燃性のものは全て防災処理済みのラベルの付いたものを使用して下さい。
- ・ 一部の貼付け、釘打ちなどは防災合板と一体とみなされませんのでこれについても防災処理が必要です。
※防災ラベルはカーテンなどの防災物品ひとつひとつに付けて下さい。尚、そのラベルは(財)日本防災協会発行のものに限ります。
- ・ 発泡スチロールなどの石油化学製品(ウレタン、アセテート、ポリエステル、ナイロン、燃え易い化学繊維)は使用できません。敷物(カーペット等)は必ず防災処理済みのものを使用し、防災ラベルがついているものにして下さい。この処理が行われていない場合は撤去して頂く事があります。
- ・ 消防法の防災表示制限により展示合板、カーペット、カーテン類には防災ラベルが貼付されたもの以外は使用出来ません。
- ・ ブース用の合板ベニヤは勿論のこと、営業参加者のブース内装飾の展示用合板、繊維板は厚さに関係なく全て防災合板を使用して下さい。

裸火の使用制限

- ・ 営業参加者のブース内での裸火の使用は事前に委員会に許可された場合のみとします。
- ・ 許可されていない部分、共有部での裸火の使用は一切禁止します。
- ・ 裸火とは気体、液体、固体燃料を使用する火気器具などで、炎、火花を発生させるもの、または発熱を外部に露出する物を指します。
- ・ 電気を熱源とする器具で、発熱部が赤熱して見える物(電気コンロ、電気ストーブ、電熱器なども含みます。但し、発熱部が焼室、風道、庫内に面しているトースター、ホットプレート、ヘアドライヤー、電気フライヤー、オーブンなどは除く)及び外部に露出した発熱部に可燃物が触れた場合、着火する恐れのあるものは裸火に含まれます。

その他

その他本規約に記載されていない事項に関しては予め委員会の承認を得て下さい。承認のない行為に関しては発生後、委員会よりその作業の中止及び撤去の指示を出す場合があります。

出店確定と営業参加料

出店確定について

- ・ 営業参加者は本規約を厳守することを約束し各書類を期日までに提出して下さい。
- ・ 営業参加に関しては必要書類提出後、会議所にて審査致します。
- ・ 営業参加者の決定は会議所の審査後、委員会よりご連絡致します。

営業参加料と共益費

- ・ 営業参加者は営業参加に伴い使用するユニットハウス、テント、電力、給排水など営業参加者が使用、占有する物に対して営業参加料をお支払い頂きます。これとは別に客席、会場保全費などの費用の一部を共益費として負担して頂きます。共益費は飲食、物販などに関わらず、1区画に対して5,000円(税別)です。ご入金後の返金は致しませんのでご了承下さい。尚、振込手数料は全て営業参加者負担となります。又、営業参加料、共益費の入金は委員会が別途定める指定日までにお支払い頂きます。指定日までに入金がない場合は即座に営業参加を取り消し、次年度以降の参加を拒否させて頂く場合がございますので、予めご了承下さい。

その他注意事項

禁止事項

- ・ 下記に該当する行為を禁止致します。
- ・ ブース前面など、ブース区画外の使用は禁止致します。
- ・ スタッフが出て販売、販売を補助する行為、造作物、その他什器備品の設置など一切に使用を禁止致します。
- ・ 行列を整列させるためにコーン等、必要な場合は委員会の許可を得て行って下さい。
- ・ 委員会への申請、または許可なくブースでの来場者の導線を作る行為などを営業参加者の独自の判断により行う行為を禁止致します。
- ・ 営業参加者の独自の判断でブースの側面の開放やブースレイアウトを著し変更する行為を禁止致します。
- ・ 不衛生であり景観を損なう行為、騒音となる行為を禁止致します。
- ・ 周囲の営業参加者ならびに来場者の迷惑となる物品の持込を禁止致します。
- ・ 事前に申請の無い火気の使用、危険物の使用、持ち込みは一切禁止致します。
(申請のないガスボンベ、燃料、その他危険物)
- ・ 営業参加者が他のブースを撮影することを禁止致します。自身が占有するブースのみとして下さい。
- ・ 会場内等において、自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為、不当な要求行為または、脅迫的な言動、もしくは暴力を用いる行為を禁止致します。

上記に該当する行為があった場合、委員会は当該営業参加者に何ら通告することなくブース前に強制的にバリケードを設置、営業参加の一時もしくは終日、場合によっては会期終了まで中止にする場合があります。又、この行為について、必要な経費及び管理費の全てを当該営業参加者にご負担頂きます。尚、何らかの問題が生じ、営業参加者と会議所・委員会の協議の中、解決に結び付かないと会議所が判断した場合、営業参加の中止及び来期以降の営業参加の拒否をさせて頂く場合があります。

免責事項

- ・ 委員会は天災、そのほか不可抗力の原因により会期を変更、または開催を中止・中断する事がありますが、これによって生じた営業参加者の損害を補償致しません。
- ・ 金銭・販売などに関するトラブル、開催時間内外のブース内で発生した盗難・破損に関して、会議所・委員会は責任を負い兼ねます。

その他

- ・ 飲食施設運営に関する営業参加規約、補則を合わせてご確認下さい。

上記内容の厳守及び変更

- ・ 営業参加者、その従業員及び関係者は、この規定の内容を厳守しなければなりません。
- ・ 会議所・委員会はやむを得ない理由がある場合、本規定を変更する場合があります。